

No.		(1) 事案名	(2) 提案趣旨（要点をまとめて簡潔に）
報告 4		秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアルについて	令和7年4月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」改正に伴い、ツキノワグマなどの危険鳥獣が人の日常生活圏に出没し、留まっている状況において、地域住民等の安全確保のための措置を講じた上で、市町村の長の判断により、銃器を使用した捕獲等を可能とする、緊急銃猟制度の運用が同年9月から開始されました。 本市を含む湘南地域では、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応湘南地域マニュアル」が整備されていますが、短い時間での対応や判断が求められることから、事前に想定できる動きを整理した自治体ごとのマニュアルを整備することとし、近隣市町村と構成する県央やまなみ協議会において足並みをそろえて整備する方針のもと、協議を進めてきました。また、令和8年4月に実地訓練を実施し、関係機関（神奈川県、神奈川県警察、猟友会、鉄道事業者（小田急））との協議を経て、同年7月に秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアルを策定しましたので、報告するものです。
提案課・報告者		資料	
農業振興課 農業支援・鳥獣対策担当課長 久保田 勝之		有	

(3) 概要		(4) 経過（いつ・何を（が）・どうしたか）		
1 緊急銃猟の検討フロー (1) 通報受理（日時・場所・頭数・行動・人的被害等を確認） (2) 現地確認（危険鳥獣が現に留まっているかを判定） (3) 現地本部設置・関係機関へ応援要請（警察・猟友会（秦野市鳥獣被害対策実施隊）・県湘南センター・県支援センター・農業振興担当等） (4) より安全な方法を順に検討 山中追い払い→はこ罠捕獲→装薬銃（銃猟可能な地区のみ） (5) 緊急銃猟の実施検討（(4)で対応困難な場合） 2 緊急銃猟に必要な4要件 (1) 危険性（危険鳥獣が人が日常利用する場所へ侵入又は侵入するおそれ） (2) 緊急性（人の生命又は身体への危害防止措置を直ちに講じる必要） (3) 方法（銃器（麻酔銃含む）以外の手段では迅速かつ的確な対応が困難） (4) 安全確保（避難誘導、通行規制等の確保） 3 対応体制（班構成と役割） (1) 現地本部 現場の統括、関係機関調整、実施判断に必要な情報整理及び安全管理を調整 (2) 避難誘導班・通行制限班 安全確保を目的として、警察と連携し避難誘導及び規制措置を実施 (3) 事務所班 庁内外調整及び情報共有を行い、市長による緊急銃猟の意思決定を調整		いつ	何を（が）	どうしたか（主体・内容）
		令和7年9月	緊急銃猟制度の運用開始	R7. 4鳥獣保護管理法改正による
		令和7年11月	緊急銃猟シミュレーション（机上）を実施	県央やまなみ協議会主催
		令和8年3月	秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル（概要版）（案）を整備	庁内・実施隊・警察・県と協議
		令和8年4月	住居集合地域における熊出沒時対応合同訓練	I 都3県で初めて実施 警察と共催、実施隊・県も参加
		令和8年5月	関係機関最終調整	訓練結果を踏まえ調整 避難誘導と通行規制について、市と警察で役割分担
		令和8年6月	鉄道事業者協議	線路内での接触時の対応を調整
		令和8年7月	伊勢原市緊急銃猟訓練参加	県主催
		//	策定・運用開始	
(5) 今後の進め方（いつ・どうするか）				
いつ	どうするか			
令和8年8月	県央やまなみ協議会主催の緊急銃猟訓練に参加			
//	警察・猟友会・神奈川県に共有			
令和8年9月	自治会連合会役員会にて自治会に情報共有			
//	ツキノワグマ出沒シーズン（～12月がピーク）			
令和9年度	緊急銃猟訓練（机上含む）実施（予定）			



秦野市ツキノワグマ等危険 鳥獣緊急対応マニュアル 概要版

令和8年7月

01 神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の 対応湘南地域マニュアル レベル別対応

クマが、人里へ出没した場合においては、人身被害発生防止のため、出没時のレベルに応じた対応をとることとする。なお、出没レベルの判定については、市、県が協議し、決定する。

【レベル1】人里で目撃又は痕跡が発見された場合

- ☐ 注意喚起・目撃情報の呼びかけ
- ☐ 誘引物除去 ☐ 定期的なパトロール ☐ 追い払いの実施

【レベル2】同一地域内の人里で複数回目撃又は痕跡が確認され、執着が認められると判断した場合

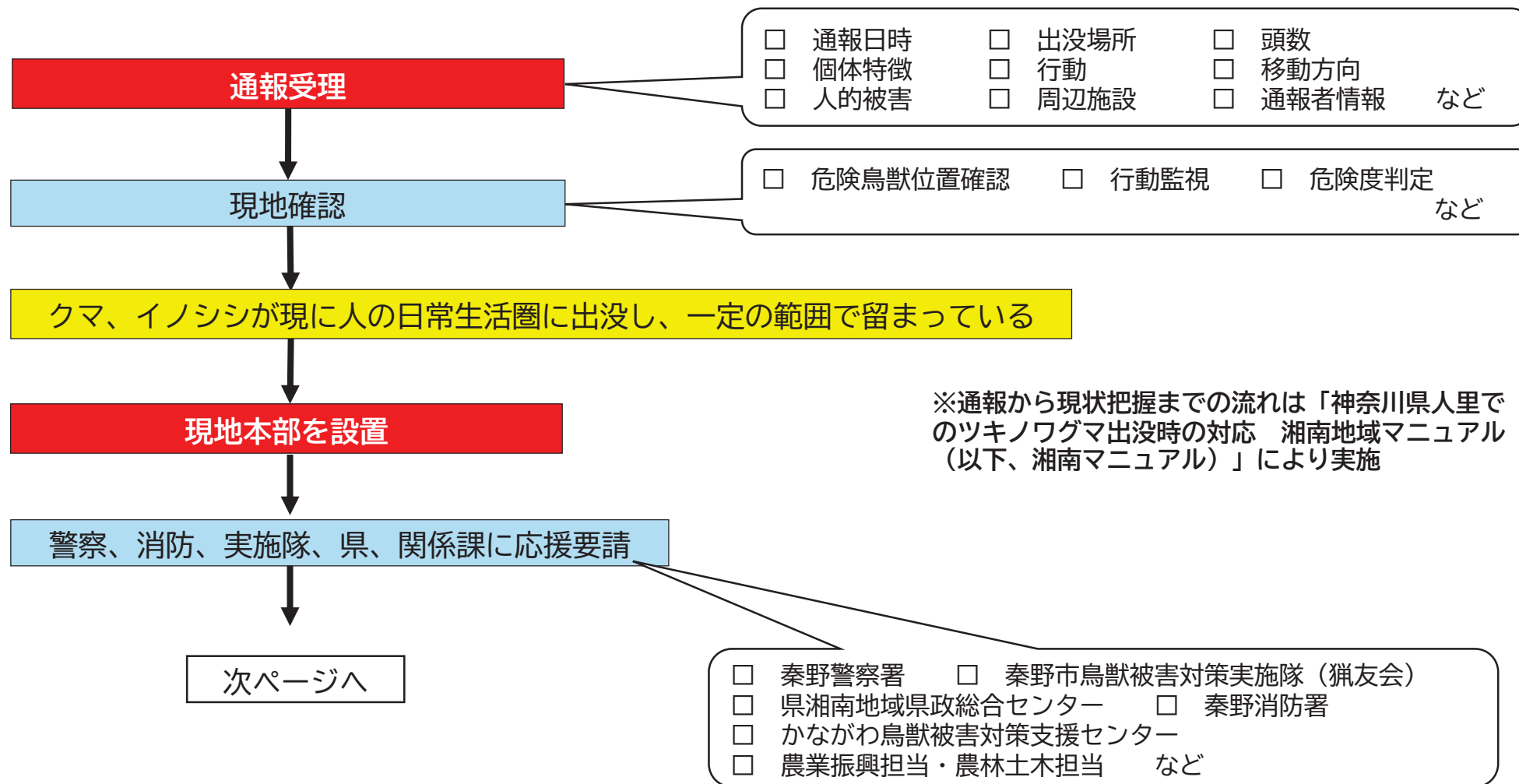
- ☐ はこ罠による捕獲

【レベル3】わなを設置しても捕獲できず、執着が継続し人身被害発生の危険性が高まっている場合

- ☐ 銃器による捕殺

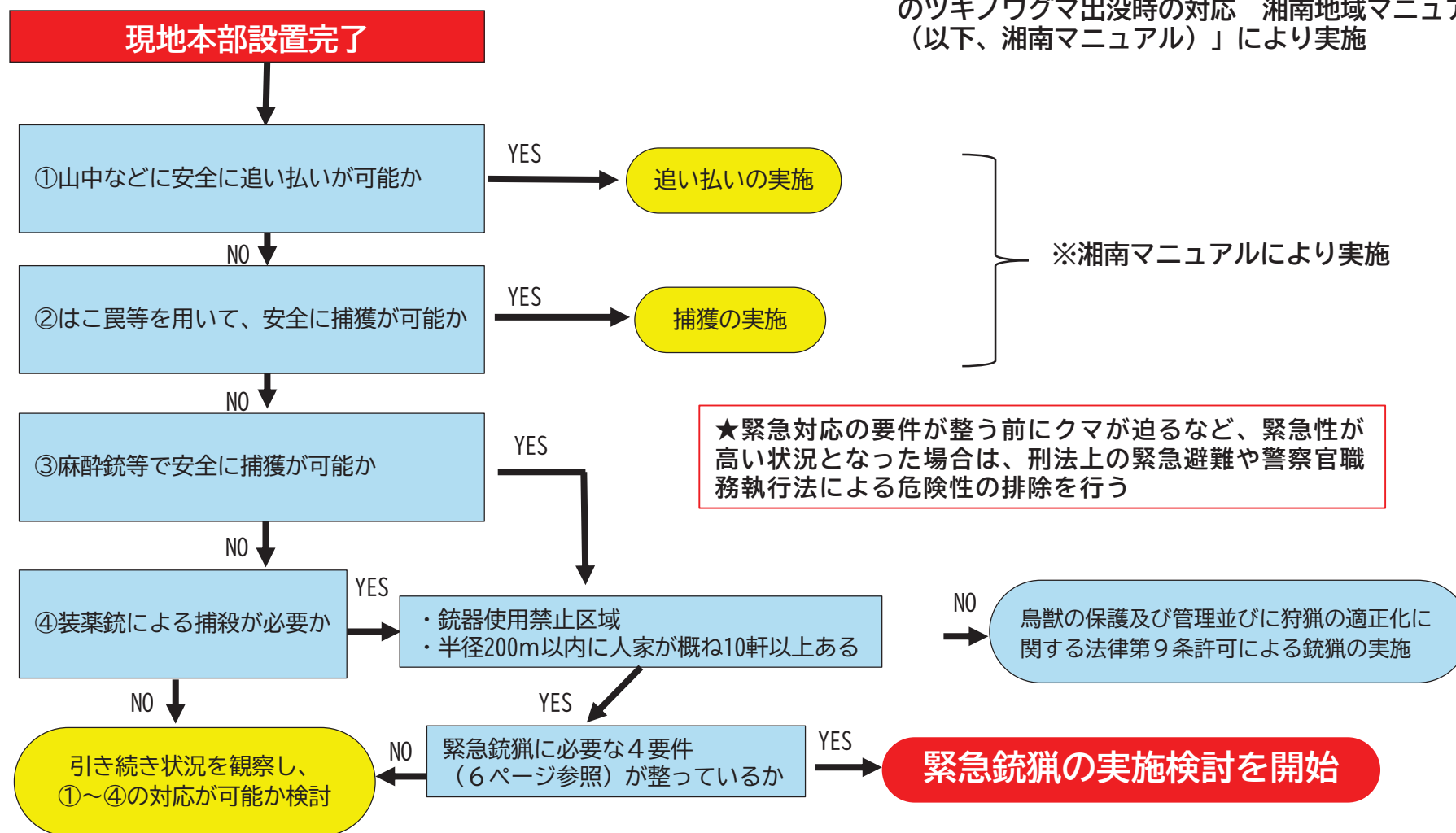
上記によらず、クマが現に人の日常生活圏に出没し、
一定の範囲で留まっている場合
⇒ **緊急銃猟の実施へ**

02 秦野市における緊急対応フロー

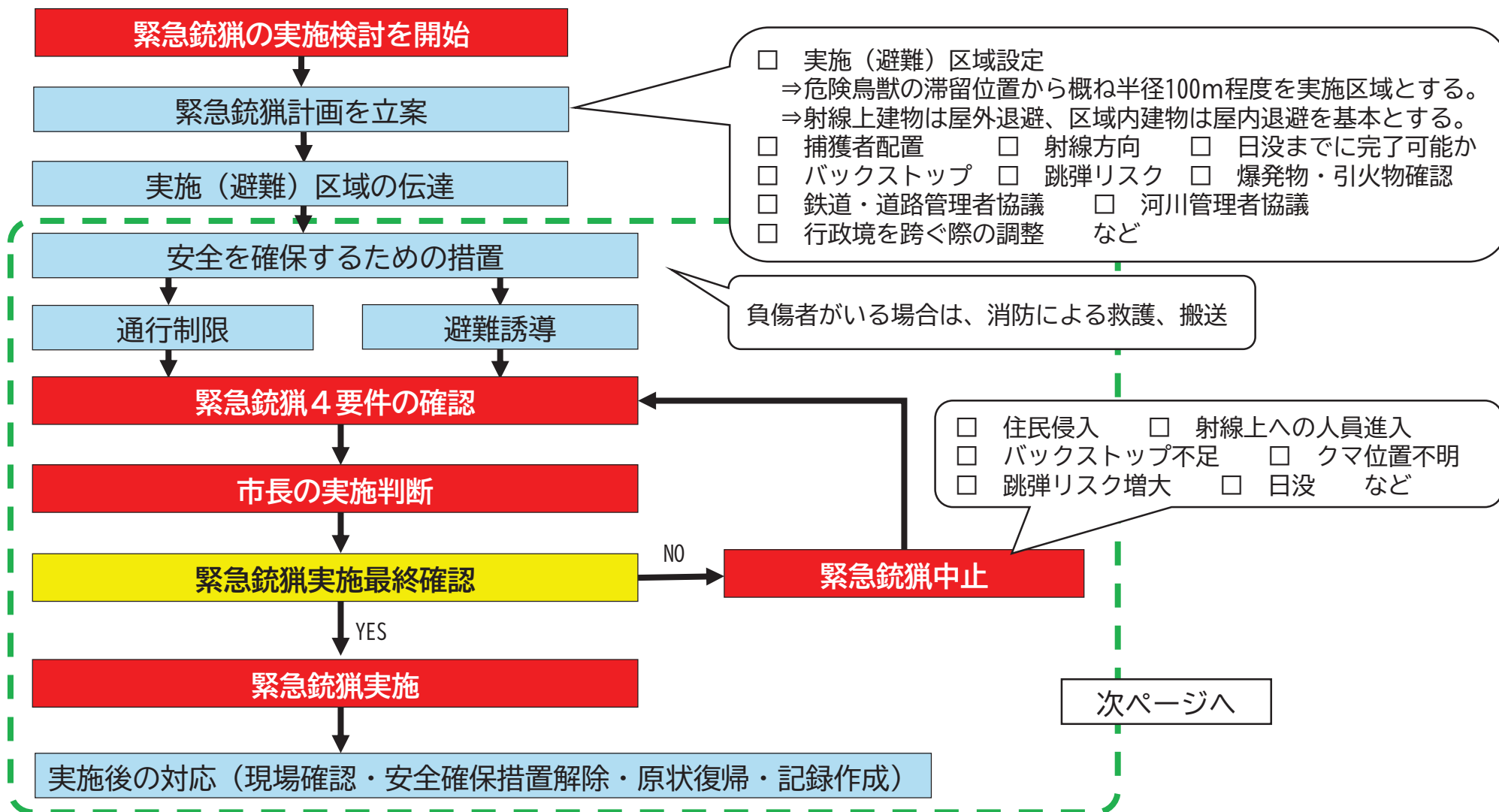


02 秦野市における緊急対応フロー

※通報から現状把握までの流れは「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応 湘南地域マニュアル（以下、湘南マニュアル）」により実施

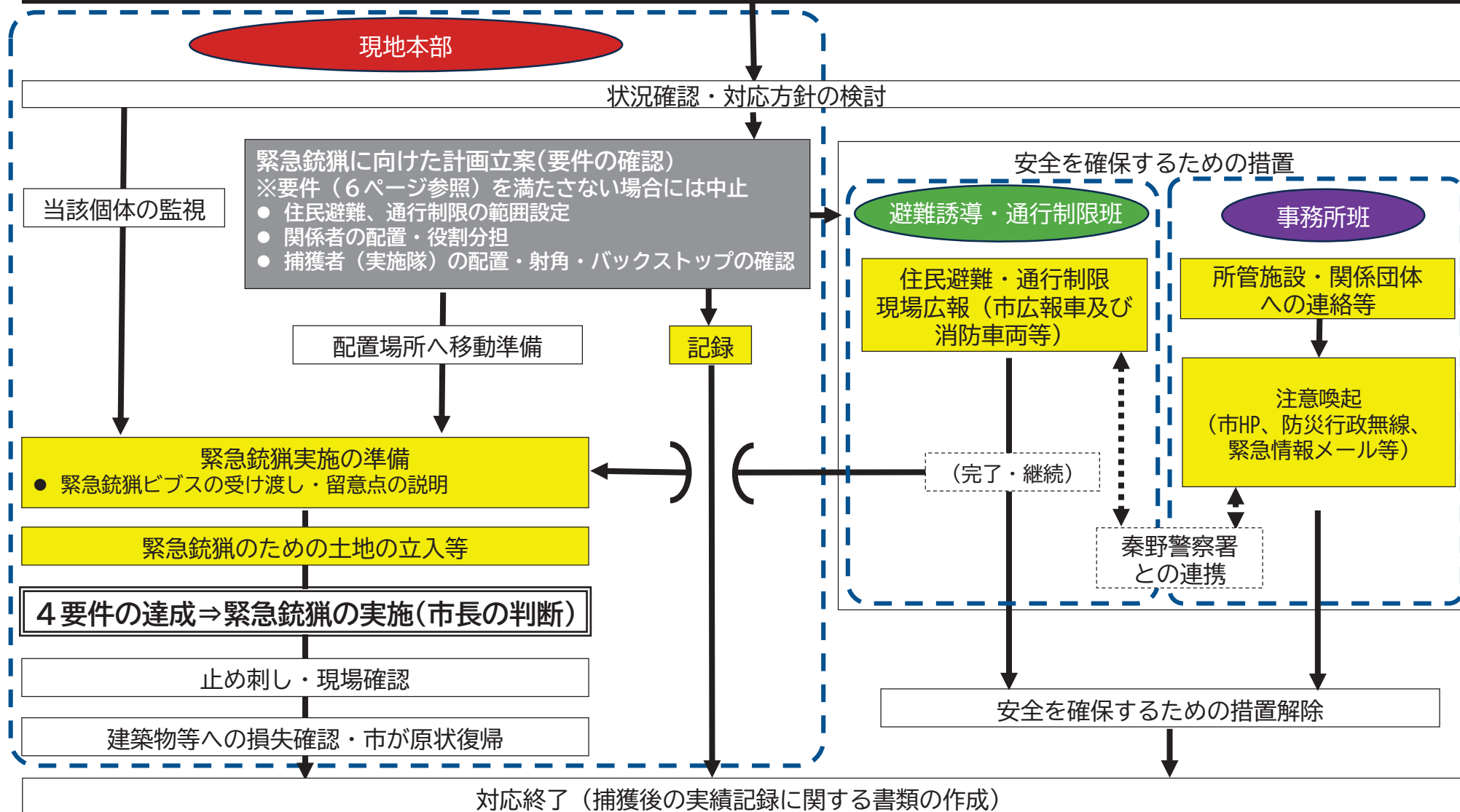


02 秦野市における緊急対応フロー



02 秦野市における緊急対応フロー

緊急銃猟の実施



02 秦野市における緊急対応フロー

緊急銃猟に必要な4要件

【要件1】人の日常生活圏に□侵入している□侵入のおそれ大きい

- 住居□学校・幼稚園・保育園□生活用道路□商業施設□農地□その他事業所敷地内
- 電車□自動車□介護施設・福祉施設□その他日常生活圏と判断できる場所

【要件2】緊急性

- 人の生命又は身体への危害防止のための措置が緊急に必要である。

【要件3】方法

- 銃猟(猟銃、麻酔銃)以外では的確かつ迅速に捕獲等が困難。

【要件4】安全確保

- 捕獲位置/関係者の配置/射撃方向すり合わせ
- 実施地域の封鎖確認/屋内避難エリアの設定/見物客の排除
- (屋外)射線方向のバックストップの確認(土や芝生など)
□(屋内)堅牢な壁/壁貫通先にバックストップの確認
- 引火物/爆発物の留意(油類、ガス管、その他)
- 可能な限り損傷すべきでない物件の留意(神社仏閣、貴重品等)
- 被弾した危険鳥獣が暴れる/逸走することによる危害の留意
- 日没までに捕獲・捕殺が可能か(夜間銃猟は回避する)

※現地本部からの報告に基づき、環境産業部長が4要件の達成を判断する。

03 庁内の意思決定フロー

状況	共有する情報	報告者(左記職員が右記職員に報告)				
		現地本部		事務所班		市長 (副市長)
		logoChat	農業支援・鳥獣対策 担当課長代理	農業支援・鳥獣対策 担当課長	環境産業部長	
①危険鳥獣が日常生活圏に出没し、留まっている	☐ 現地対策本部設置の報告 ☐ 関係機関参集状況 ☐ 関係各課協力要請 ☐ 山中追い払い、はこ罟捕獲の検討 ☐ 緊急銃猟に向けた避難区域の検討開始	○	○	○ (必要に応じて 関係各課 派遣人員調整)	○	○
②山中追い払いの可否	☐ 可否 ☐ 関係機関の技術的視点	必要に応じて	○	○	○	可の場合のみ
③はこ罟捕獲の可否	☐ 可否 ☐ 関係機関の技術的視点	必要に応じて	○	○	○	可の場合のみ
④緊急銃猟の実施検討	☐ 避難区域の報告 ☐ 避難誘導班、通行制限班の選定状況 ☐ 4要件の状況整備開始 ※市長には関係機関の技術的視点も含めて報告	○	○	○	○	○
⑤必要要件の確保状況	☐ 要件が整う毎に状況報告 ☐ 関係機関の技術的視点	必要に応じて	○	○	○	必要に応じて
⑥4要件の条件達成(緊急銃猟実施判断)	☐ 4要件が整ったこと ※市長には関係機関の技術的視点も含めて報告 ☐ 緊急銃猟実施の市長判断	○	○	○	○	○
⑦4要件の条件達成後、未達成となった	☐ 状況を報告 ※⑤に戻り、条件達成を目指す。	○	○	○	○	○

04班構成と役割

(1) 役割分担の整理・確認

- 通常対応と違い、各々が役割をもって対応にあたることになるため、自然災害の対応に準じて、平時から自分の役割を認識しておくことが重要であるため、机上及び実地訓練を適宜実施する。
- 出没場所や状況によっては多数の人員が必要となる。また、休暇中などで当初想定している全員が対応できるとも限らないため、他課職員などに応援を依頼し代役を立てるなどの判断も求められる。このため、応援を依頼する可能性がある職員には、平時からツキノワグマ出没情報や本マニュアルについて周知しておくこと。

(2) 主な班構成と役割

	現地本部	避難誘導班・通行制限班	事務所班
構成 (◎:リーダー) (○:調整役)	◎ 市：農業支援・鳥獣対策担当課長代理 ○ 市：農業支援・鳥獣対策担当職員 ・ 秦野市鳥獣被害対策実施隊 ・ 警察 ・ 神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課 ・ かながわ鳥獣被害対策支援センター	◎ 市：農業振興担当課長代理 ○ 市：農林土木担当課長 ・ 市：環境産業部応援職員 ・ 市：(必要に応じ)他部応援職員 ・ 市：消防本部(巡回協力) ※ 警察(相互協力)	◎ 環境産業部長 ○ 市：農業振興課長 ○ 市：農業支援・鳥獣対策担当課長 ○ 市：農業支援・鳥獣対策担当職員 ○ 市：地域安全課職員(※3) ・ 市：広報広聴課職員 ・ 神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課 ・ かながわ鳥獣被害対策支援センター ・ 市：関係各課
役割	✓ 現場対応の指揮・統括 ✓ 計画の決定・実行 ✓ 捕獲者(実施隊)への指示 ✓ 事務所との連絡調整 ✓ 緊急銃猟実施時の要件確保 ✓ ツキノワグマ逸走時の対応 ✓ 原状復帰・損失確認	✓ 警察と協力し、計画範囲の住民や来訪者への注意喚起・避難誘導 ✓ 退避か屋内避難かの判断 ✓ 計画範囲の通行制限(※1) ✓ 緊急銃猟実施時の要件確保 ✓ 現場広報活動等(※2) ※1：緊急車両については通行可とする。 ※2：注意喚起として現場での巡回広報や防災行政無線等	✓ 現地本部との連絡調整 ✓ 応援職員の調整 ✓ 庁内外の関係機関との調整 ✓ 広報担当・報道対応 ※3：警察との調整

05 関係各課の実施任務

市民からの通報

農業振興課

現場確認し、必要に応じ、実施隊に連絡

緊急銃猟に必要な4要件が整っている

緊急銃猟の実施へ

LoGoチャットで情報共有

環境産業部各課	現場対応準備等	広報広聴課	報道機関対応等
総合政策課	大学に連絡・調整等	高齢介護課	所管施設、介護施設に連絡・調整等
市民活動支援課	地区自治会連合会会長に連絡・調整等	障害福祉課	障害福祉施設に連絡・調整等
地域安全課	緊急情報メール・防災行政無線の対応等		
生涯学習課	公民館、歴史博物館に連絡・調整等	教育総務課	幼・小・中学校に連絡・調整等
保育こども園課	公立こども園、民間保育所等に連絡・調整等	建設総務課・道路管理課	市道に関する調整等
環境共生課	所管施設（緑水庵、くずはの家）に連絡・調整等	下水道施設課	市管理河川・水路に関する調整等
森林ふれあい課	関係団体（秦野市森林組合等）に連絡・調整等	公園課	市立公園に関する調整等
観光振興課	関係団体（秦野市観光協会等）に連絡・調整等	スポーツ推進課	スポーツ関連施設に関する調整等
交通住宅課	神奈中バス・小田急電鉄に連絡・調整等	その他関係各課	その他各課に関する調整等
国県事業推進課	NEXCO中日本・関東地方整備局横浜国道事務所・神奈川県平塚土木事務所に連絡・調整等		
農業振興課	秦野消防署、神奈川県湘南地域県政総合センター、かながわ鳥獣被害対策支援センター、近隣施設（高校・商業施設等）に連絡・調整等 緊急銃猟実施の告示（市HP）		

緊急銃猟の実施に向けた具体的な準備

O6 通常時からの準備

(3) 用品の確認

	項 目	説 明	数量	チェック
緊急銃猟時に 必要なもの	トランシーバー	• 通常は秦野市鳥獣被害対策実施隊の銃器駆除で使用 • 緊急対応時は現場での連絡手段として使用	20	
	ヘルメット・長靴	各自で常備	—	
	クマ撃退スプレー	各自で常備	—	
	プロテクター	身体の怪我に備えて準備	3	
	ドローン	空中からの撮影用として使用	1	
	ウェアラブルカメラ	記録映像撮影用として使用	1	
	電気止め刺し機	銃器を使用しないで捕獲した鳥獣を安楽死させるために使用	1	
	コンパネ・ネット	銃器を使用しない捕獲用として使用	2	
	土嚢	緊急銃猟時のバックストップの補強用	10	
	証票（ビブス【黄】）	緊急銃猟捕獲者用	10	
	証票（ビブス【青】）	緊急銃猟従事者用	10	
	拡声器	注意喚起・避難誘導時に使用	10	
	バリケード	通行規制時に使用	10	
	三角コーン	通行規制時に使用	10	
	通行禁止等を示すテープ	通行規制時に使用	10	
その他	ライト（照明器具）	• 屋内など明かりが必要な状況での使用を想定	複数	
	ブルーシート	• 捕獲後の個体の運搬に必要 • 荷物置き場としても使用可	1	

秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル

令和 8 年 7 月

秦野市環境産業部農業振興課

目次

	ページ
1 目的・位置付け	2
2 略称・用語の定義	3
3 関係する法令・計画等	5
4 通常の出没時のレベル別対応	7
5 緊急銃猟の検討フロー	11
6 緊急銃猟の体制	21
7 緊急銃猟実施後の対応	24
8 平時からの準備	25
9 改訂・見直し	26

1 目的・位置付け

近年、全国的にツキノワグマなどの大型獣類が人里へ出没する事例が増加しており、偶発的な遭遇による人身被害発生リスクが高まっている。

特に、山林と市街地が近接する地域では、クマ等が短時間で生活圏へ侵入する可能性があり、丹沢山地と市街地が近接する本市においても迅速かつ的確な初動対応が求められている。

従来、住居集合地域等において銃器を用いた捕獲を行う場合は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）や刑法（明治 40 年法律第 45 号）上の緊急避難等に依拠した対応が中心であり、実施主体や責任体制が不明確となる場合があった。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部改正により、令和 7 年 9 月 1 日から、ヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシ（以下「危険鳥獣」という。）を対象とし、人の日常生活圏に危険鳥獣が出没した場合において、地域住民等の安全確保のための措置を十分に講じた上で、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等を可能とする「緊急銃猟」制度が開始され、一定の安全措置を講じた上で、緊急的な銃器捕獲を実施できる制度が整備されたものである。

本マニュアルは、危険鳥獣が秦野市内に出没した際に、関係機関が連携し、迅速かつ安全に対応するため、緊急銃猟実施に必要な体制、役割、判断基準及び実施手順等を定めるとともに、住民避難、通行規制、情報共有、原状復帰等を含めた対応全体を整理することにより、現場における混乱防止及び安全確保を図ることを目的とする。

なお、本マニュアルは緊急銃猟に関する事項を中心に記載するものであり、通常時の出没対応、錯誤捕獲対応等については、次の既存マニュアル等を参照する。

- ・ 神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル
- ・ 神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル
- ・ ツキノワグマ錯誤捕獲発生時の対応手引き
- ・ 神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応湘南地域マニュアル
- ・ 秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣対応マニュアル

2 略称・用語の定義

(1) 略称について

本マニュアルでは、次のとおり機関の名称等を略して使用する。

名称	略称
秦野市（農業振興課・都市農業支援センター）	市
秦野市鳥獣被害対策実施隊	実施隊
神奈川県湘南地域県政総合センター	湘南C
神奈川県自然環境保全課野生生物グループ	野生G
神奈川県自然環境保全課平塚駐在事務所 （かながわ鳥獣被害対策支援センター）	支援C
神奈川県県西地域県政総合センター	地域C
神奈川県自然環境保全センター	保全C
公益社団法人神奈川県猟友会秦野支部、西秦野支部	猟友会
秦野市農業協同組合	農協
秦野市消防本部（消防団を含む）	消防等
秦野警察署	警察

(2) 用語の定義

ア 人の日常生活圏

人が生活し、生計を立て、通常利用する場所をいう。

例：住宅地、学校・幼稚園・保育園、生活用道路、商業施設、農地、
その他事業所などの敷地内、電車、自動車、介護施設・福祉施設、
その他日常生活圏と判断できる場所（出没場所から概ね半径
200メートル以内に人家が概ね10軒以上ある場所）

ただし、登山道等の趣味利用のみを目的とする場所は原則含まない。

イ 住居集合地域等

鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する地域をいう。

ウ 危険鳥獣

鳥獣保護管理法施行令で定めるヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシ
をいう。本市では特にツキノワグマ及びイノシシを指す。

エ 緊急銃猟

次の4要件を満たした場合に、市長判断により実施する銃器による捕
獲等をいう。

- ① 人の日常生活圏への侵入
- ② 人への危害防止措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では困難
- ④ 人の生命・身体へ危険が及ぶおそれがない

オ 捕獲者

実際に銃器により危険鳥獣を捕獲する者をいう。

カ 緊急銃猟関係者

市職員、県職員、警察、捕獲者等、緊急銃猟に従事する関係者をいう。

3 関係する法令・計画等

本マニュアルに基づく対応は、関係法令、国ガイドライン及び神奈川県計画等に基づき実施する。

特に、住居集合地域等における銃器使用は高度な安全管理及び法令遵守が求められることから、関係法令の趣旨及び適用範囲を十分理解した上で運用する必要がある。

(1) 関係法令

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

危険鳥獣の捕獲、狩猟、住居集合地域等における銃器使用制限等を定める基本法令であり、緊急銃猟制度の根拠法令となる。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令
緊急銃猟対象鳥獣、危険猟法等を定める。

ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
捕獲許可、従事者、報告等に関する事項を定める。

エ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
銃器所持、運搬、保管等に関する事項を定める。

オ 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）
危険排除、避難誘導、現場警戒等に関する警察活動の根拠法令となる。

カ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）
緊急避難等に関する規定を定める。

キ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
火薬類、危険物及び周辺安全管理に関係する。

ク 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

通行規制、交通整理等に係る。

(2) 国のガイドライン等

ア 緊急銃猟ガイドライン

環境省が示す緊急銃猟制度運用指針

イ クマ類出没対応マニュアル

クマ類出没時の危険度判断及び対応方法を示す。

ウ クマ被害対策パッケージ

人身被害防止対策、誘引物対策及び地域対策等を整理した資料

(3) 神奈川県関係計画等

ア 神奈川県鳥獣保護管理事業計画

県全体の鳥獣保護管理方針を定める。

イ 神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応・湘南地域マニュアル

神奈川県湘南地域県政総合センターが秦野市及び伊勢原市におけるツキノワグマ出没時の対応を整理したもの。

緊急銃猟を選択するまでの対応を整理したもの。

ウ 神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル

市街地における大型獣類対応及び関係機関連携を整理する。

エ 神奈川県イノシシ管理計画

イノシシ管理方針及び捕獲方針を定める。

(4) 秦野市関係計画等

ア 秦野市危機管理基本マニュアル

危機管理対応における庁内連携及び対応方針を定める。

イ 秦野市鳥獣被害防止計画

有害鳥獣対策及び地域防除方針を定める。

ウ 秦野市鳥獣被害対策実施隊関係規則

実施隊運営、役割及び活動内容を定める。

エ 防災行政無線運用マニュアル

住民周知及び情報伝達方法を定める。

4 通常の出没時のレベル別対応

ツキノワグマ等危険鳥獣への対応については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応 湘南地域マニュアル（以下「湘南マニュアル」という。）」に基づき、出没状況、行動内容、滞留状況、人身危険性等を総合的に判断し、段階的に対応するものとする。

なお、上記によらず、クマが現に人の日常生活圏に出没し、一定の範囲で留まっている場合は、速やかに緊急銃猟の実施検討へ移行する。

【レベル1】人里で目撃又は痕跡が発見された場合

- ☐ 注意喚起・目撃情報の呼びかけ
☐ 誘引物除去 ☐ 定期的なパトロール ☐ 追い払いの実施

【レベル2】同一地域内の人里で複数回目撃又は痕跡が確認され、執着が認められると判断した場合

- ☐ はこ罠による捕獲

【レベル3】わなを設置しても捕獲できず、執着が継続し人身被害発生の危険性が高まっている場合

- ☐ 銃器による捕殺

上記によらず、クマが現に人の日常生活圏に出没し、
一定の範囲で留まっている場合
⇒ **緊急銃猟の実施へ**

秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

参考に、湘南マニュアルから以下のとおり抜粋する。

(1) レベル1

人里で目撃又は痕跡が発見された場合に設定する。

ア 注意喚起・目撃情報の呼びかけ

市は、クマに関する目撃・痕跡情報があった場合は、地域住民等への注意喚起及び目撃情報の呼びかけを行う。

市及び県湘南Cは連絡体制に基づき、情報提供を行う。

○ 注意喚起及び呼びかけ事項

- ・ クマの出没情報（日時・出没地区・クマの特徴・出没ルート等）
- ・ 誘引物除去の徹底（放棄果樹や生ゴミ等の適正管理・ヤブ刈り等）
- ・ 危険回避（餌となる物の除去・外出時の注意等）
- ・ 目撃した場合の情報提供依頼（日時・出没地区・クマの特徴等）

イ 誘引物除去

市は、クマの出没した地区を中心に餌となる物の除去や隠れ場所になりやすいヤブの刈払い等を行う。また、実施に当たり、湘南Cや農協に協

力を求める。

なお、市は、除去物の処分について、清掃担当部門に協力を依頼する。

支援Cは、市に助言を行い、必要に応じて現場に同行する。

ウ 定期的なパトロール

クマの出没地域の拡大を防ぎ、出没地周辺の状況を把握するため、市、湘南Cは、協力して出没地周辺のパトロールを行う。

市は、必要に応じて支援Cと猟友会にパトロールの協力を依頼する。

エ 追い払いの実施

市は、クマが人里へ執着することを防ぐため、追い払いを行う。市は、実施に当たっては、必要に応じて、湘南C、支援C、農協、警察、消防等に協力を求める。また、市は広報車等を利用し地域住民へ追い払い実施の周知を行う。

○ 追い払い方法例

- ・ 煙火の発射や空砲等により威嚇する
- ・ センサーライトを取り付ける
- ・ クマ撃退スプレーを散布する
- ・ 電気柵、忌避剤入りロープを設置する

○ 追い払い時間帯

- ・ 人里でのクマの活動は日没後に活発となるため、日没前の追い払いが安全かつ効果的である。

(2) レベル2

同一地域内の人里で複数回目撃又は痕跡が確認され、執着が認められると判断した場合に設定し、はこ罠による捕獲を想定する。

ア はこ罠による捕獲の依頼

市、湘南C、野生G及び支援Cは、協議においてはこ罠による捕獲が必要と判断された場合に、放獣先の確認を行った後に、学習放獣のためのはこ罠による捕獲について、野生Gに対応可能か確認の上、依頼する。なお、必要に応じて継続を依頼する。

イ はこ罠の設置

支援Cは、該当地域の被害状況や移動経路、捕獲後の安全確保などを考慮した上で、(土地所有者の了解を得て) はこ罠を設置する。

市及び湘南Cは、はこ罠設置にかかる土地所有者の承諾を得る。

市、湘南C、猟友会及び警察は、設置に立ち会う。

猟友会は、はこ罠の設置について助言をする。

市、湘南C及び猟友会で連携して、はこ罠の見回りを行う者を調整する。

また、市及び農協は、それぞれが管理する周囲（概ね 50m以内）の捕獲檻等を閉鎖する。

ウ 殺処分又は学習放獣の判定及び実施

支援Cは、はこ罠による捕獲を実施した結果、クマが捕獲された場合、殺処分対象とする場合に該当するか否かを確認の上、該当の場合は殺処分、それ以外の個体については、事前に確認されている放獣先にて学習放獣を実施する。

市は、緊急時に備え、猟友会に立会の協力を求める。

殺処分が実施された場合は、市は殺処分された個体を、生命の星・地球博物館へ搬送する。

支援Cは、捕獲された個体の測定等の記録を行う。

野生Gは市が生命の星・地球博物館へ捕殺個体を搬送する際、連絡調整に協力する。

市及び湘南Cは、立ち会い、関係者以外が現場に近づかないようにするなど、円滑な現場運営に協力する。

湘南Cは、学習放獣にかかる作業の安全確保のため、警察へ立会協力を求める。

警察は、必要に応じて学習放獣にかかる作業が行われている場所付近の立ち入り禁止措置等を行う。

なお、放獣先が確保できない等により学習放獣が実施できない場合、市、湘南C、野生G及び支援Cで協議の上、対応を行う。

(3) レベル3

罠を設置しても捕獲できず、執着が継続し人身被害発生の危険性が高まっている場合

ア 銃器捕殺実施区域の設定

市は、レベル3となり、銃器による捕殺が必要と判断した場合は、銃器捕殺実施区域を決定する。

湘南C、野生G、支援C及び猟友会は区域の決定に協力する。

市は、決定した区域を図面等により湘南Cに提出し、湘南Cは関係機関へ情報提供する。

イ 銃器による捕殺の依頼

市は、銃器による捕殺が必要と判断した場合は、銃器による捕殺を実施隊へ依頼する。

ウ 銃器による捕殺の実施

殺処分が実施された場合、市、湘南C及び支援Cは、立会を行う。

警察は、必要に応じて立会を行う。

猟友会は、銃器による捕殺を実施し、実施結果を市に報告する。

市は、殺処分された個体を、生命の星・地球博物館等へ搬送する。

支援Cは、クマが殺処分された場合、個体の測定等の記録を行う。

野生Gは市が生命の星・地球博物館へ捕殺個体を搬送する際、連絡調整に協力する。

5 緊急銃猟の検討フロー

緊急銃猟は、他の安全な対応手段による危険回避が困難である場合に限り検討することとし、実施に当たっては、段階的に対応可能性を確認し、必要最小限の措置として実施する。

緊急銃猟実施時は、関係機関が統一的な指揮命令系統のもとで行動し、情報共有及び安全確保を徹底する。

(1) 通報受理

以下を確認する。

- | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 通報日時 | ☐ 出没場所 | ☐ 頭数 | ☐ 個体特徴 |
| ☐ 行動 | ☐ 移動方向 | ☐ 人的被害 | ☐ 周辺施設 |
| ☐ 通報者情報 | | | |

(2) 現地確認

現場を確認し、「危険鳥獣が現に留まっている」状況かを判定する。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 危険鳥獣位置確認 | ☐ 行動監視 | ☐ 危険度判定 |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|

(3) 検討フロー

以下の順に対応可能性を検討していく。

ア 危険鳥獣が現に人の日常生活圏に出没し、一定の範囲で留まっている。

- ・ 通報後、現地確認を行い、事実確認を行う。
- ・ 同一の通報が複数件寄せられるなど、情報の確度が高い場合は、事実

確認前に「現に出没している」と判断することも想定する。

イ 現地本部を設置

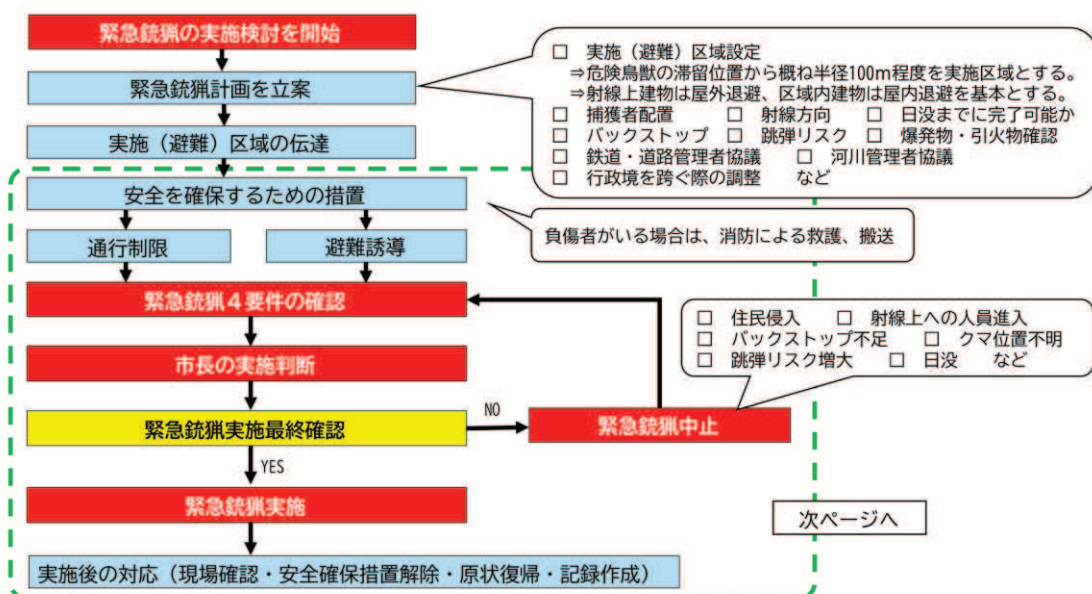
- ・ 応援要請

必要に応じて次へ要請する。

- ☐ 警察 ☐ 実施隊 ☐ 湘南 C ☐ 支援 C
- ☐ 農業振興担当・農林土木担当

- ・ 会議室等に設置することにこだわらず、車両内や屋外など、現地本部員が集結している場を本部として運用する。

02 秦野市における緊急対応フロー



秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

ウ より安全な方法で危険性の排除が可能かを検討

(ア) 山中などに安全に追い払いが可能か

- ⇒ 湘南 C 及び支援 C、実施隊に技術的助言を求める。
- ⇒ 湘南地域マニュアルに基づき実施

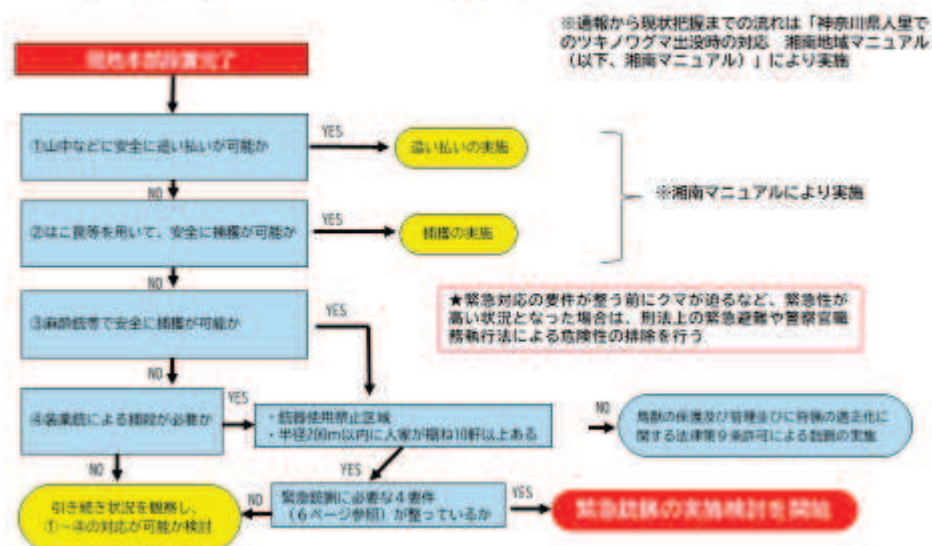
(イ) はこ罠等を用いて、安全に捕獲が可能か

- ⇒ 湘南 C 及び支援 C、実施隊に技術的助言を求める。
- ⇒ 湘南地域マニュアルに基づき実施

(ウ) 麻酔銃等（吹き矢も含む）で安全に捕獲が可能か

- ⇒ 湘南 C 及び支援 C に技術的助言を求める。
 - ⇒ 捕獲が可能であると判断した場合、支援 C を通じ、麻酔使用免許を所持する捕獲事業者に依頼する。
 - ⇒ 銃器使用禁止区域ではない場合、または半径 200 メートル以内に立地する人家が概ね 10 軒未満である場合は、鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可（有害鳥獣駆除の許可）による銃猟を検討する。
 - ⇒ 麻酔銃使用に伴う委託費用は市が負担する。
- (エ) 装薬銃による捕殺が必要か
- ⇒ 湘南 C 及び支援 C、警察、実施隊に技術的助言を求める。
 - ⇒ 銃器使用禁止区域ではない場合、または半径 200 メートル以内に立地する人家が概ね 10 軒未満である場合は、鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可（有害鳥獣駆除の許可）による銃猟を検討する。
- (オ) 緊急銃猟の実施検討
- ⇒ (ア) から (エ) までの検討を踏まえ、緊急銃猟の実施を検討する。

02 秦野市における緊急対応フロー



秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

(4) 緊急銃猟の実施検討フロー

ア 緊急銃猟計画を立案

- ・ 以下の視点で計画を検討する。
 - 実施（避難）区域設定

⇒危険鳥獣の滞留位置から概ね半径 100m程度を実施区域とする。

⇒射線上建物は屋外退避、区域内建物は屋内退避を基本とする。

- ☐ 捕獲者配置 ☐ 射線方向 ☐ 日没までに完了可能
- ☐ 跳弾リスク ☐ バックストップ ☐ 爆発物・引火物確認
- ☐ 鉄道・道路管理者協議 ☐ 河川管理者協議
- ☐ 行政境を跨ぐ際の調整

イ 実施（避難）区域の伝達

現地本部から事務所班を通し、通行制限・避難誘導班へ実施（避難）区域を伝達し、通行制限・避難誘導を行う。

通行制限については、警察に協力を仰ぎ、交差点を支点とした各道路・通路の封鎖を行う。

避難誘導については、通行制限・避難誘導班の市職員が戸別に訪問し、屋外退避または屋内退避のいずれかの避難誘導を行う。

なお、区域内に学校や幼稚園、保育園等の避難者が多人数となる施設がある場合、原則は屋内退避とする。また、他市では、実施時に園児への読み聞かせなどを行い、無用な混乱を防いだ事例もあり、臨機応変に対応する。

ウ 安全を確保するための措置

緊急銃猟は住居集合地域等で実施される可能性があることから、通常の捕獲以上に厳格な安全管理が必要となる。

特に、住宅、車両、通行人、見物人等が近接する可能性があるため、第三者への被害防止を最優先とし、避難誘導、通行規制、射線管理等を徹底する。

また、緊急銃猟時には、クマが興奮状態となる可能性があり、発砲後の逸走、突進等も想定されることから、捕獲後の安全確保も含めて計画を立案する。

(ア) 重点実施項目

市は関係機関と連携し、以下の事項を重点的に実施する。

- ☐ 住民安全確保 ☐ 見物人排除 ☐ 発砲方向管理
- ☐ 跳弾防止 ☐ 緊急車両動線確保 ☐ 情報共有
- ☐ 中止判断体制確保

(イ) 通行制限

通行制限は、射線方向及び跳弾可能性を考慮し、必要範囲を規制する。

規制範囲は、単に発砲地点周辺のみではなく、弾道、斜面、道路形状等を踏まえて設定する。

【実施事項】

☐ 進入禁止 ☐ 迂回誘導 ☐ 歩行者規制 ☐ 車両規制

【留意事項】

☐ 跳弾範囲も規制対象 ☐ 射線方向は完全封鎖
☐ 鉄道、高速道路等への影響確認 ☐ 緊急解除方法共有

(ウ) 避難誘導

避難誘導は、住民及び通行者を発砲危険区域から離隔させるために実施する。

必要に応じて、屋内退避、車両避難又は区域外避難を行う。

【実施内容】

☐ 屋内退避 ☐ 車両避難 ☐ 要配慮者支援
☐ 見物人排除

【留意事項】

☐ クマと反対側へ避難 ☐ 発砲区域へ立ち入らせない
☐ 緊急車両通行を確保 ☐ SNS 等による見物人増加に留意

エ 4 要件の確認

緊急銃猟を実施する場合は、鳥獣保護管理法に基づき、以下の4要件を全て満たす必要がある。

現地本部は各要件を確認し、市長へ報告するものとする。

(ア) ①人の日常生活圏

危険鳥獣が住宅地、学校、道路等、人が日常的に利用する場所へ侵入している又は侵入するおそれがあることを確認する。

☐ 住居 ☐ 学校・幼稚園・保育園 ☐ 生活用道路
☐ 商業施設 ☐ 農地 ☐ その他事業所敷地内
☐ 電車 ☐ 自動車 ☐ 介護施設・福祉施設
☐ その他日常生活圏と判断できる場所

(イ) ②緊急性

人の生命又は身体への危害防止措置を直ちに講じる必要がある状態であることを確認する。

(ウ) ③方法

銃器（装薬銃、麻酔銃）以外の手段では迅速かつ的確な対応が困難であることを確認する。

(エ) ④安全確保

避難誘導、通行規制、射線管理等により、第三者へ危険が及ばない体制が確保されていることを確認する。

☐ 捕獲位置/関係者の配置/射撃方向すり合わせ

☐ 実施地域の封鎖確認/屋内避難エリアの設定/見物客の排除

☐ (屋外) 射線方向のバックストップの確認 (土や芝生など)

(屋内) 堅牢な壁/壁貫通先にバックストップの確認

☐ 引火物/爆発物の留意 (油類、ガス管、その他)

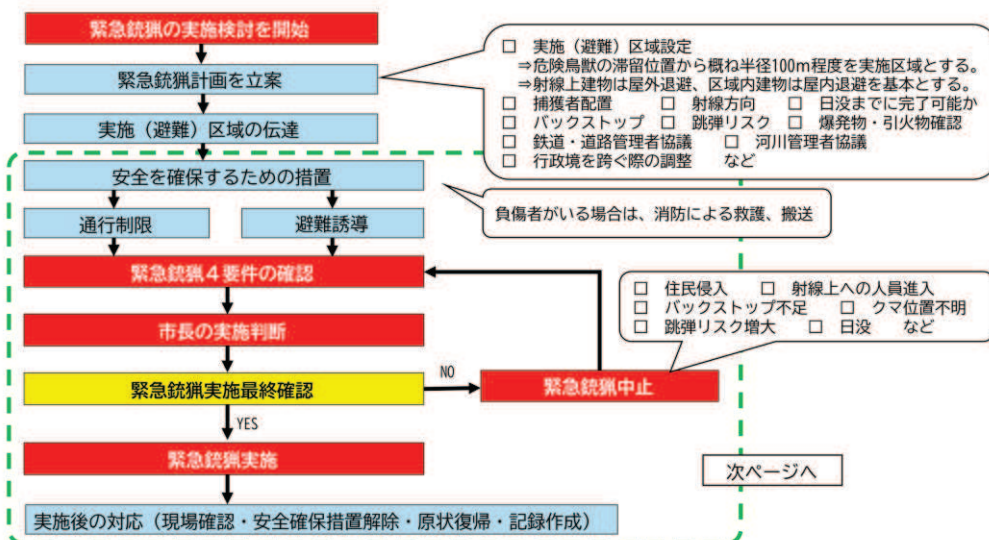
☐ 可能な限り損傷すべきでない物件の留意(神社仏閣、貴重品等)

☐ 被弾した危険鳥獣が暴れる/逸走することによる危害の留意

☐ 日没までに捕獲・捕殺が可能か

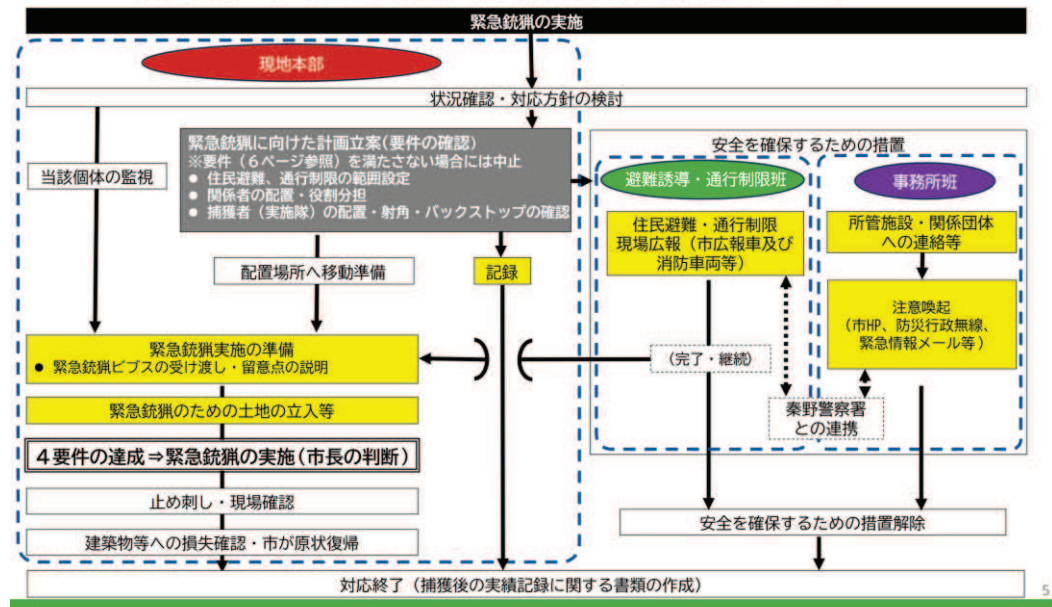
※日没後の対応は危険性が極めて高いため、原則として夜間銃猟は行わず、警戒監視及び安全確保を継続する。

02 秦野市における緊急対応フロー



秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

02 秦野市における緊急対応フロー



秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

オ 市長の意思決定のサポート

市長が円滑に意思決定を図ることができるよう、現地本部から提供する専門機関等の知見を踏まえた情報について、以下のタイミングで事務所班が市長へ情報共有を図る。

状況	共有する情報	報告者(左記職員が右記職員に報告)				
		現地本部 logoChat	農業支援・鳥獣対策 担当課長代理	農業支援・鳥獣対策 担当課長	環境産業部長	市長 (副市長)
①危険鳥獣が日常生活圏に出没し、留まっている	☐ 現地对策本部設置の報告 ☐ 関係機関参集状況 ☐ 関係各課協力要請 ☐ 山中追ひ払い、はこ 罌捕獲の検討 ☐ 緊急統制に向けた避難区域の検討開始	○	○	○ (必要に応じて関係各課派遣人員調整)	○	○
②山中追ひ払いの可否	☐ 可否 ☐ 関係機関の技術的視点	必要に応じて	○	○	○	可の場合のみ
③はこ 罌捕獲の可否	☐ 可否 ☐ 関係機関の技術的視点	必要に応じて	○	○	○	可の場合のみ
④緊急統制の実施検討	☐ 避難区域の報告 ☐ 避難誘導班、通行制限班の選定状況 ☐ 4要件の状況整備開始 ※市長には関係機関の技術的視点も含めて報告	○	○	○	○	○
⑤必要要件の確保状況	☐ 要件が整う毎に状況報告 ☐ 関係機関の技術的視点	必要に応じて	○	○	○	必要に応じて
⑥4要件の条件達成(緊急統制実施判断)	☐ 4要件が整ったこと ※市長には関係機関の技術的視点も含めて報告 ☐ 緊急統制実施の市長判断	○	○	○	○	○
⑦4要件の条件達成後、未達成となった	☐ 状況を報告 ※⑤に戻り、条件達成を目指す。	○	○	○	○	○

秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

(ア) ①危険鳥獣が日常生活圏に出没し、留まっている

以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 現地対策本部設置の報告 ☐ 関係機関参集状況
- ☐ 関係各課協力要請 ☐ 山中追い払い、はこ罟捕獲の検討
- ☐ 緊急銃猟に向けた避難区域の検討開始

(イ) ②山中追い払いの可否

山中追い払いが可能な場合にのみ、以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 可否 ☐ 関係機関の技術的視点

(ウ) ③はこ罟捕獲の可否

はこ罟捕獲が可能な場合にのみ、以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 可否 ☐ 関係機関の技術的視点

(エ) ④緊急銃猟の実施検討

以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 避難区域の報告 ☐ 避難誘導班、通行制限班の選定状況
- ☐ 4要件の状況整備開始

※市長には関係機関の技術的視点も含めて報告

(オ) ⑤必要要件の確保状況

必要に応じて、以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 要件が整う毎に状況報告 ☐ 関係機関の技術的視点

(カ) ⑥4要件の条件達成(緊急銃猟実施判断)

以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 4要件が整ったこと

※市長には関係機関の技術的視点も含めて報告

- ☐ 緊急銃猟実施の市長判断

(キ) ⑦4要件の条件達成後、未達成となった

以下の内容を市長まで共有する。

- ☐ 状況を報告

※⑤に戻り、条件達成を目指す。

カ 緊急銃猟の実施

現地本部の指揮のもと、現地本部市職員、実施隊（捕獲者）、警察からなる射撃班を組織し、安全確認を徹底した上で実施する。

(ア) 実施準備

☐ ビブス配付 ☐ 証票交付 ☐ 無線確認 ☐ 配置確認

(イ) 実施判断

現地本部からの報告を踏まえ、市長が実施判断を行う。

(ウ) 現地での最終安全確認

☐ 危険鳥獣の位置 ☐ バックストップの確認

(エ) 中止条件

次の場合は直ちに中止又は一時停止する。

☐ 住民侵入 ☐ 射線上への人員進入
☐ バックストップ不足 ☐ クマ位置不明
☐ 跳弾リスク増大 ☐ 日没

(オ) 中止合図

ホイッスル及び庁内共有アプリケーション「LoGo チャット」による一斉連絡により実施する。

(5) その他

ア 鉄道との接触

市内南部を横断する小田急小田原線の列車がツキノワグマと接触した場合、

①当該個体が死亡しているのか

②他の個体（親熊や子熊など）が周囲に潜んでいないか

について、市が適切に確認を行うことで、鉄道の早期かつ安全な運行再開の支援を図る必要がある。

このため、以下のとおり電車接触時の対応フローを定める。

(ア) ツキノワグマ接触時（鉄道事業者）

・鉄道事業者は状況により運転見合わせを行い、乗客に注意喚起を実施する。

⇒停車により空調等が停止することから、自走可能であれば、接触現場を離れ、最寄り駅に移動する等の対応を鉄道事業者が判断する。

・市または警察に接触について通報する。

(イ) 受理（市）

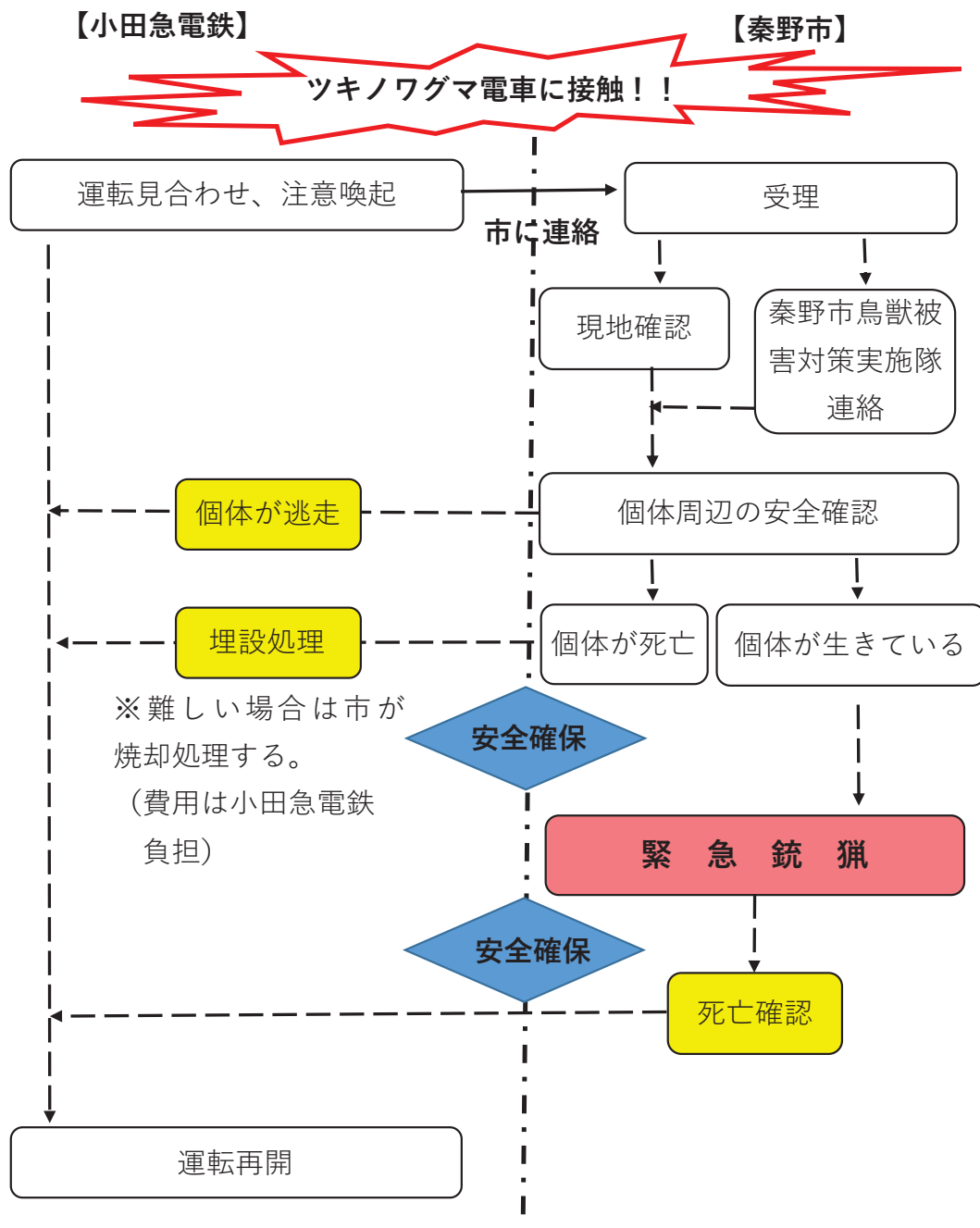
・鉄道事業者または警察からの連絡により受理。

・実施隊に情報共有し合流、現地確認を行う。

(ウ) 個体が既に逃走している場合（市・鉄道事業者）

- ・ 個体周辺の安全確認を実施
 - ・ 安全が確認できた場合、鉄道事業者の情報提供を行う。
 - ・ 鉄道事業者は市の情報を踏まえ、運行再開を検討する。
- (エ) 個体が死亡していると思われる場合（市・鉄道事業者）
- ・ 個体周辺の安全確認を実施（市）
 - ・ 個体が死亡しているかを確認（市）
 - ・ 安全が確認できた場合、鉄道事業者の情報提供を行う。（市）
 - ・ 駆除個体の処分を実施し、鉄道事業者に費用を請求する。（市）
 - ・ 鉄道事業者は市の情報を踏まえ、運行再開を検討する。（鉄道事業者）
- (オ) 個体が生存している場合（市・鉄道事業者）
- ・ 市街地周辺の場合、緊急銃猟に移行する。（市）
 - ・ 市街地以外の場合、実施隊により止め刺しを実施する。（市）
 - ・ 緊急銃猟または止め刺しを実施後、個体周辺の安全確認及び個体の死亡確認を実施（市）
 - ・ 安全が確認できた場合、鉄道事業者の情報提供を行う。（市）
 - ・ 駆除個体の処分を実施し、鉄道事業者に費用を請求する。（市）
 - ・ 鉄道事業者は市の情報を踏まえ、運行再開を検討する。（鉄道事業者）
- (カ) 備考
- ・ イノシシ及びニホンジカとの接触事故については、原則として鉄道事業者が対応する。

小田急電鉄・秦野市ツキノワグマ電車接触時対応フロー



6 緊急銃猟の体制

農業振興課が主体となり、現地での判断を行うが、突発的な出没時に迅速な初動対応を実施するため、平時から担当職員及び役割分担を明確化し、連絡体制を整理しておく。

なお、情報共有にあたっては「LoGo チャット」を活用する。

(1) 対応体制

ア 役割分担の整理・確認

- ・ 通常対応と違い、各々が役割をもって対応にあたることになるため、自然災害の対応に準じて、平時から自分の役割を認識しておくことが重要であるため、机上及び実地訓練を適宜実施する。
- ・ 出没場所や状況によっては多数の人員が必要となる。

また、休暇中などで当初想定している全員が対応できるとも限らないため、他課職員などに応援を依頼し代役を立てるなどの判断も求められる。

このため、応援を依頼する可能性がある職員には、平時からツキノワグマ出没情報や本マニュアルについて周知しておく。

イ 主な班構成と役割

	現地本部	避難誘導班・通行制限班	事務所班
構成 (◎:リーダー) (○:調整役)	◎市:農業支援・鳥獣対策担当課長代理 ○市:農業支援・鳥獣対策担当職員 ・秦野市鳥獣被害対策実施隊 ・警察 ・神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課 ・かながわ鳥獣被害対策支援センター	◎市:農業振興担当課長代理 ○市:農林土木担当課長 ・市:環境産業部応援職員 ・市:(必要に応じ)他部応援職員 ・市:消防本部(巡回協力) ※警察(相互協力)	◎環境産業部長 ○市:農業振興課長 ○市:農業支援・鳥獣対策担当課長 ○市:農業支援・鳥獣対策担当職員 ○市:地域安全課職員(※3) ・市:広報広聴課職員 ・神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課 ・かながわ鳥獣被害対策支援センター ・市:関係各課
役割	✓ 現場対応の指揮・統括 ✓ 計画の決定・実行 ✓ 捕獲者(実施隊)への指示 ✓ 事務所との連絡調整 ✓ 緊急銃猟実施時の要件確保 ✓ ツキノワグマ逃走時の対応 ✓ 原状復帰・損失確認	✓ 警察と協力し、計画範囲の住民や来訪者への注意喚起・避難誘導 ✓ 退避か屋内避難かの判断 ✓ 計画範囲の通行制限(※1) ✓ 緊急銃猟実施時の要件確保 ✓ 現場広報活動等(※2) ※1:緊急車両については通行可とする。 ※2:注意喚起として現場での巡回広報や防災行政無線等	✓ 現地本部との連絡調整 ✓ 応援職員の調整 ✓ 庁内外の関係機関との調整 ✓ 広報担当・報道対応 ※3:警察との調整

秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

(ア) 現地本部

現場対応全体を統括し、関係機関との調整、緊急銃猟実施判断に必要な情報整理及び安全管理を行う中枢機能を担う。

a 構成

◎市:農業支援・鳥獣対策担当課長代理(リーダー)

○市：農業支援・鳥獣対策担当職員（調整役）

- ・実施隊
- ・警察
- ・湘南C
- ・支援C

b 役割

- ・現場対応の指揮・統括
- ・緊急銃猟計画の決定・実行
- ・捕獲者（実施隊）への指示
- ・事務所との連絡調整
- ・緊急銃猟実施時の要件確保
- ・危険鳥獣逸走時の対応
- ・原状復帰

(イ) 避難誘導班・通行制限班

住民及び通行者の安全確保を目的として、避難誘導及び規制措置を実施する。

特に、通行制限については警察の方針を優先とし、市は避難誘導を中心に対応する。

a 構成

◎市：農業振興担当課長代理（リーダー）

○市：農林土木担当課長（調整役）

- ・市：環境産業部応援職員
- ・市：（必要に応じ）他部応援職員

※警察（相互協力）

b 役割

- ・警察と協力し、計画範囲の住民や来訪者への注意喚起・避難誘導
- ・退避か屋内避難かの判断
- ・計画範囲の通行制限（緊急車両については通行可とする。）
- ・緊急銃猟実施時の要件確保

(ウ) 事務所班

庁内外調整及び情報共有を行い、現地対応を後方支援する。

また、市長による緊急銃猟の意思決定を調整する。

a 構成

- ◎環境産業部長（リーダー）
- 市：農業振興課長（調整役）
- 市：農業支援・鳥獣対策担当課長（調整役）
- 市：農業支援・鳥獣対策担当職員（調整役）
- 市：地域安全課職員（警察との調整役）
- ・市：広報広聴課職員
- ・湘南C
- ・支援C
- ・市：関係各課

b 役割

- ・現地本部との連絡調整
- ・市長による緊急銃猟の意思決定の調整
- ・応援職員の調整
- ・庁内外の関係機関との調整
- ・広報担当・報道対応

(2) 庁内各課の役割

担当部署	主な役割
農業振興課 農業支援・鳥獣 対策担当	総括、現地本部運営、実施判断補助、緊急銃猟実施の告示（市HP）、湘南C・支援C・近隣施設（高校・商業施設等）への連絡・調整等
農業振興担当	避難誘導、周知広報、現地本部との連絡調整
農林土木担当	避難誘導、周知広報
地域安全課	警察との連絡・調整、緊急情報メール・防災行政無線の対応
広報広聴課	報道機関対応等
環境産業部各課	現場対応準備等（必要に応じ応援要請）
総合政策課	大学への連絡・調整等
市民活動支援課	地区自治会連合会会長への連絡・調整等
スポーツ推進課	スポーツ関連施設に関する調整等
生涯学習課	公民館、歴史博物館に連絡・調整等
保育こども園課	公立こども園、民間保育所等に連絡・調整等
高齢介護課	所管施設、介護施設に連絡・調整等

障害福祉課	障害福祉施設に連絡・調整等
環境共生課	所管施設（緑水庵、くずはの家）に連絡・調整等
森林ふれあい課	関係団体（秦野市森林組合等）に連絡・調整等
観光振興課	関係団体（秦野市観光協会等）に連絡・調整等
交通住宅課	神奈中バス・小田急電鉄に連絡・調整等
建設総務課 道路管理課	市道に関する調整等
公園課	市立公園に関する調整等
国県事業推進課	NEXCO 中日本・関東地方整備局横浜国道事務所・神奈川県平塚土木事務所に連絡・調整等
下水道施設課	市管理河川・水路に関する調整等
教育総務課	幼・小・中学校に連絡・調整等

(3) 報道・住民周知

住民の安全確保及び混乱防止のため、出没状況、避難情報、通行規制及び解除情報について迅速かつ正確な情報発信を行う。

ア 周知方法

- ☐ 防災行政無線（地区を限定） ☐ 市 HP ☐ 広報車
☐ 緊急情報メール ☐ LINE

イ 報道対応

広報広聴課を中心に一元対応する。

ただし、個別の内容は農業振興課が対応する。

ウ 周知内容

- ☐ （必要に応じて）出没情報 ☐ 避難情報 ☐ 通行規制
☐ 緊急銃猟実施 ☐ 解除情報

7 緊急銃猟実施後の対応

緊急銃猟終了後は、第三者被害の有無、着弾確認、施設損傷等を確認し、安全確保措置解除及び記録作成を行う。

(1) 止め刺し・現場確認

- ☐ 個体確認 ☐ 着弾確認 ☐ 跳弾確認 ☐ 周辺被害確認

(2) 安全確保措置解除

- ☐ 通行規制解除 ☐ 避難解除 ☐ 市民周知

(3) 原状復帰

☐ 施設確認 ☐ 損傷確認 ☐ 原状回復

(4) 記録作成

☐ 写真 ☐ 動画 ☐ 時系列 ☐ 実施記録票

8 平時からの準備

緊急銃猟は突発的に発生するため、平時から訓練、役割確認及び資機材管理を実施し、即応体制を維持する。

(1) 訓練

☐ 実地訓練 ☐ 図上訓練 ☐ 夜間想定訓練
☐ 通行規制訓練 ☐ 報道対応訓練

(2) 役割認識

平時から各職員及び関係機関が役割を認識する。

(3) その他

☐ 実施隊との協定 ☐ 委託契約 ☐ 保険加入
☐ 関係機関連携確認

(4) 保険・損失補償

緊急銃猟実施時は、第三者被害、物損等が発生する可能性があることから、必要な保険加入及び損失補償制度を整理しておく。

市は、緊急銃猟に伴う損害発生に備え、必要な保険加入及び損失補償手続を行う。

(5) 備品・資機材管理

緊急銃猟対応に必要な備品及び資機材については、平時から点検、保守及び配置確認を行い、使用可能な状態を維持する。

06 通常時からの準備

(3) 用品の確認

	品 名	備 考	数 量	チェック
緊急処置時に 必要なもの	トランシーバー	・ 通常は秦野市鳥獣被害対策実施隊の統制用として使用 ・ 緊急対応時は現場での連絡手段として使用	20	
	ヘルメット・長靴	各自で準備	—	
	クマ撃退スプレー	各自で準備	—	
	プロテクター	身体の怪我に備えて準備	3	
	ドローン	空中からの撮影用として使用	1	
	ウェアラブルカメラ	記録映像撮影用として使用	1	
	電気はめ刺し機	銃器を使用しないで捕獲した鳥獣を安楽死させるために使用	1	
	コンパネ・ネット	銃器を使用しない捕獲用として使用	2	
	土嚢	緊急処置時のバスターフの補強用	10	
	証票（ヒブス【黄】）	緊急処置捕獲者用	10	
	証票（ヒブス【青】）	緊急処置証事者用	10	
	拡声器	注意喚起・避難誘導時に使用	10	
	バリケード	通行規制時に使用	10	
	三角コーン	通行規制時に使用	10	
	通行禁止等を示すテープ	通行規制時に使用	10	
その他	ライト（照度器具）	・ 屋内など暗がりが必要な状況での使用を想定	複数	
	ブルーシート	・ 捕獲後の身体の運搬に必要 ・ 荷物置き場としても使用可	1	

10

秦野市ツキノワグマ等危険鳥獣緊急対応マニュアル概要版より

9 改訂・見直し

本マニュアルは、法令改正、ガイドライン改訂、訓練結果及び実施事案の検証結果等を踏まえ、継続的に見直しを行う。

本マニュアルは、次の場合に見直しを行う。

- | | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 法令改正 | ☐ 環境省ガイドライン改訂 | ☐ 神奈川県計画改訂 |
| ☐ 訓練結果 | ☐ 実施事案検証 | ☐ 地域実情変化 |